

平成29年11月21日
四国地方整備局 中村河川国道事務所

雪氷対策出動式及び 大雪災害時に向けての**放置車両の移動訓練**を行います ～ 冬期における国道の安全確保を目指して ～

◎国土交通省中村河川国道事務所では、今期の雪氷対策の開始にあたり「**雪氷対策出動式**」並びに大雪時に走行不能となった車両が路上に放置されることで、通行障害となる場合を想定し、道路交通の確保を目的とした「**放置車両の移動訓練**」を以下のとおり実施します。

- 開催日時 **平成29年11月27日(月) 13:30～15:30** (予定)
※小雨決行(ただし、大雨・雪等の場合は中止)
- 開催場所 高知県四万十市間地先^{はざま} (参考資料-1 参照)
「一般国道56号 中村宿毛道路 間IC付近 旧ランプ」
- 参加者 中村河川国道事務所、道路維持工事受注者 約35人
- 内容 **雪氷対策出動式** : 中村河川国道事務所長による訓示
(参考資料-2 参照) 道路維持工事受注者代表による決意表明
雪氷対策車両の点検・始動
凍結防止剤散布車による散布訓練
放置車両の移動訓練 : 大雪時に国道上に放置されている車両を
(参考資料-3 参照) 想定した移動訓練 等
- その他 当日の取材は可能です。

○平成26年11月21日に災害対策基本法の改正法が施行されました。

これにより、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者自ら放置車両の移動が可能となりました。

※改正災害対策基本法の概要 (参考資料-4 参照)

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト

【No.1南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】の取組に該当します。

お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所

TEL 0880-34-7301 (代表)

副所長(道路) ^{かわさき}川崎 ^{こうひろ}光洋 [内線205]

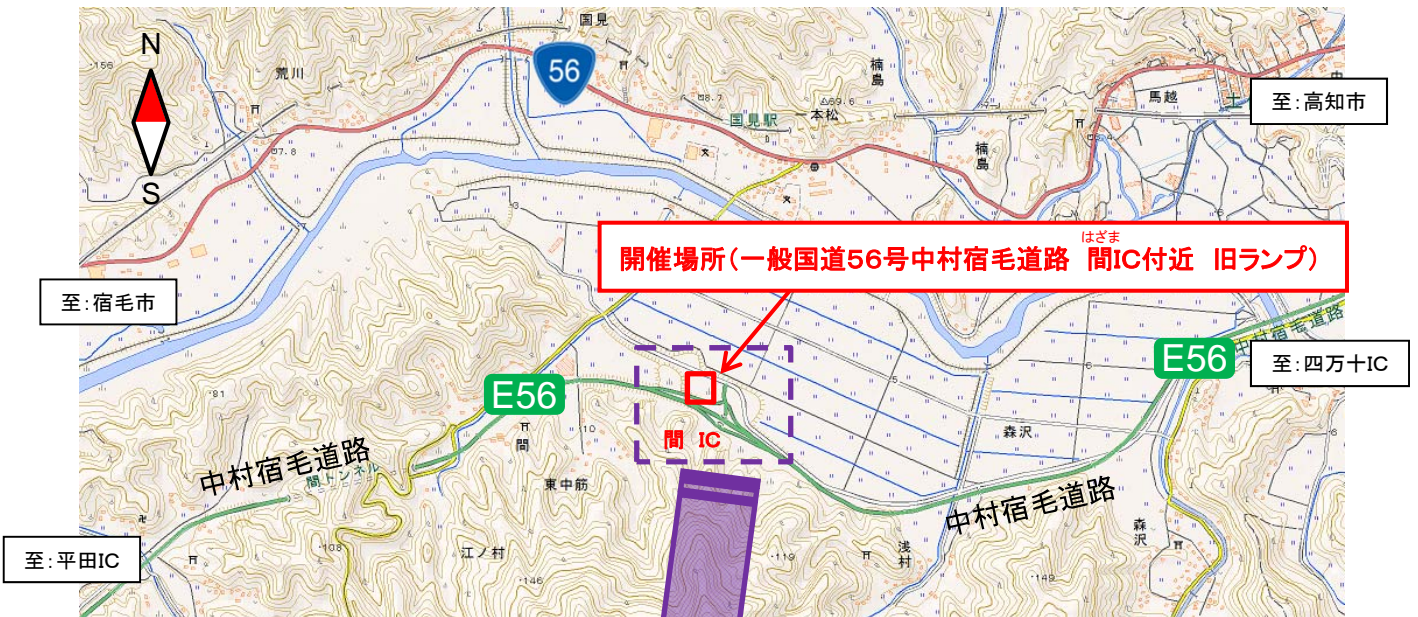
○道路管理課長 ^{しらかわ}白川 ^{こうぞう}幸三 [内線431]

○: 主な問い合わせ先

◆開催場所 位置図



【開催場所】
高知県四万十市間地先^{はざま}
(一般国道56号中村宿毛道路
間IC付近 旧ランプ)^{はざま}



※この地図は、国土地理院の地理院地図に加筆したものである。



雪氷対策出動式 内容

参考資料-2

①国土交通省 訓示



②道路維持工事受注者代表 表決意表明



③雪氷対策車両点検



④凍結防止剤散布訓練



④凍結防止剤散布訓練



⑤雪氷対策車両出動



◆雪氷対策状況

温暖な四国でも山間部は、一変して雪国の光景。
深夜、早朝を問わず24時間体制で国道の安全を守っています。



左記写真は雪氷対策出動式のイメージです。

放置車両の移動訓練 内容

参考資料-3

放置車両の移動訓練(普通車)



放置車両の移動訓練(トラック)



◆災害対策基本法の一部を改正する法律

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策
(例:ホイールローダーによる移動)

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応